

一般社団法人日本看護系学会協議会定款施行細則

第1章 会費

第1条（会費）

社員の年会費は、80,000円とする。

第2章 改正

第2条（改正）

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則

本細則は平成27年4月1日から施行する。

- 2 本法人設立時に、任意団体日本看護系学会協議会の正会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。